

【事業計画編】

社会福祉を取り巻く情勢

長く続いたコロナ禍の影響も消えない中、国際的な紛争等に端を発する経済的な影響により、生活に困窮する方々が抱える課題は深刻の度を増しています。

地域社会では、人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域での生活を存続させるための基盤が揺らぐとともに、社会的孤立や格差により、地域生活課題も複雑・多様化しています。

SDGs（持続可能な開発目標）においても、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標が掲げられ、人権、経済・社会、地球環境など、さまざまな分野にまたがる課題が、全世界共通の取り組み目標となっています。

暮らしを支えるセーフティネットのあり方が問われる中、国は「重層的支援体制整備事業」などにより、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくりをすすめています。

県内では社会福祉法人による地域公益活動を各市区町域ですすめる「ほっとかへんネット」（社会福祉法人連絡協議会）を中心に、多様な主体との協働の取り組みが広がっています。

また、生活福祉資金特例貸付の借受人等への支援を行う「ほっとかへんネットワーク」を市区町社協に配置し、体制強化を図ることで、地域の実情に応じた困窮者支援、人材確保や災害対応など新たな取り組みも芽生えています。

一方、福祉現場の人材不足はますます深刻化し、福祉サービスを安定的・継続的に提供していけるよう、福祉の仕事の魅力発信や処遇改善、介護ロボットやICTの活用のほか、外国人人材の活用など抜本的な対策が求められます。

地域社会では、民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手不足は、見守りや支え合い活動にも影響し、「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」等の複雑化・多様化した課題に対して、地域づくり活動の活性化が求められます。

県では第5期「兵庫県地域福祉支援計画」が策定され、SDGsの趣旨に沿って、計画の目標には「つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご～“誰も取り残されない”地域づくり～」を掲げています。

折しも、令和6年元日に発生した「令和6年能登半島地震」では、石川県能登半島を中心に甚大な被害が発生し、懸命な救援・復旧活動が継続される中、令和7年1月17日には、阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えます。

令和6年度も、引き続き「県社協2025年計画」に掲げた基本目標「つながりで笑顔輝く共生のまちづくり」のもと、市町社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、行政、NPOなどのさまざまな主体との協働による全県的な地域福祉の推進を図ります。

事業方針

令和6年度は、「県社協2025年計画」の4年目となり、基本目標である「つながりで笑顔輝く共生のまちづくり」の推進に向け、生活福祉資金の特例貸付の債権管理・償還免除等をすすめるとともに、さまざまな地域生活課題の解決に向けて、ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）や、ほっとかへんネットワーカーの活動強化などを行います。

令和6年度の重点的な取組み

1. ほっとかへんネットの全県的な取組強化

コロナ禍で浮き彫りとなった社会的孤立や生活困窮等の課題解決に向け、市町域での包括的な支援体制づくりとともに、市町社協や社会福祉法人、多様な主体と協働に向けて、ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の取組み強化を図ります。

2. 市町域での生活支援・権利擁護支援の仕組みづくり

生活福祉資金・コロナ特例貸付の借受世帯等への生活支援と債権管理を市区町社協や民生・児童委員等との連携を図るとともに、「社協における生活困窮者支援体制強化事業（ほっとかへんネットワーカー）」を推進します。また、日常生活自立支援事業が適切に事業実施できるよう支援を強化するとともに、市町域での権利擁護支援の仕組みづくりを進めます。

3. 福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組みの強化

ICTや介護ロボット、働き方改革などの動向・情勢を見据え、福祉人材確保に向けた多様な事業を実施するとともに、福祉のイメージアップに向けた多様な啓発活動や学びの場づくりを進めます。また、福祉・介護の専門職の育成や研修を強化するとともに、外国人介護人材の受入促進、定着を支援します。

4. 大規模災害に備えた全県的な福祉・ボランティア活動支援の取組強化

県内外で自然災害が頻発しており、福祉・介護現場での支援体制づくりを、ほっとかへんネットの仕組みを活かしたDWA T（災害派遣福祉チーム）の取組を支援するとともに、県内の市町社協や災害支援を行う団体・NPOと連携したプラットフォームづくりを進めます。

また、令和6年能登半島地震の被災地社協等からの要請に基づき、県や市町社協、関係機関・団体と連携した福祉救援・ボランティア活動支援に取り組みます。

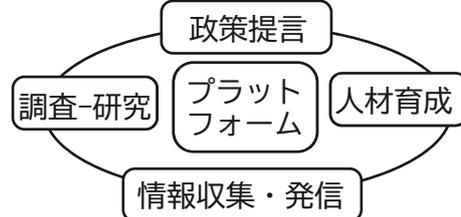
県社協の役割・機能とプラットフォームとしての取組

使命：県内の地域福祉を進める主体と協働し、私たちが目指す共生のまちづくりをすすめること

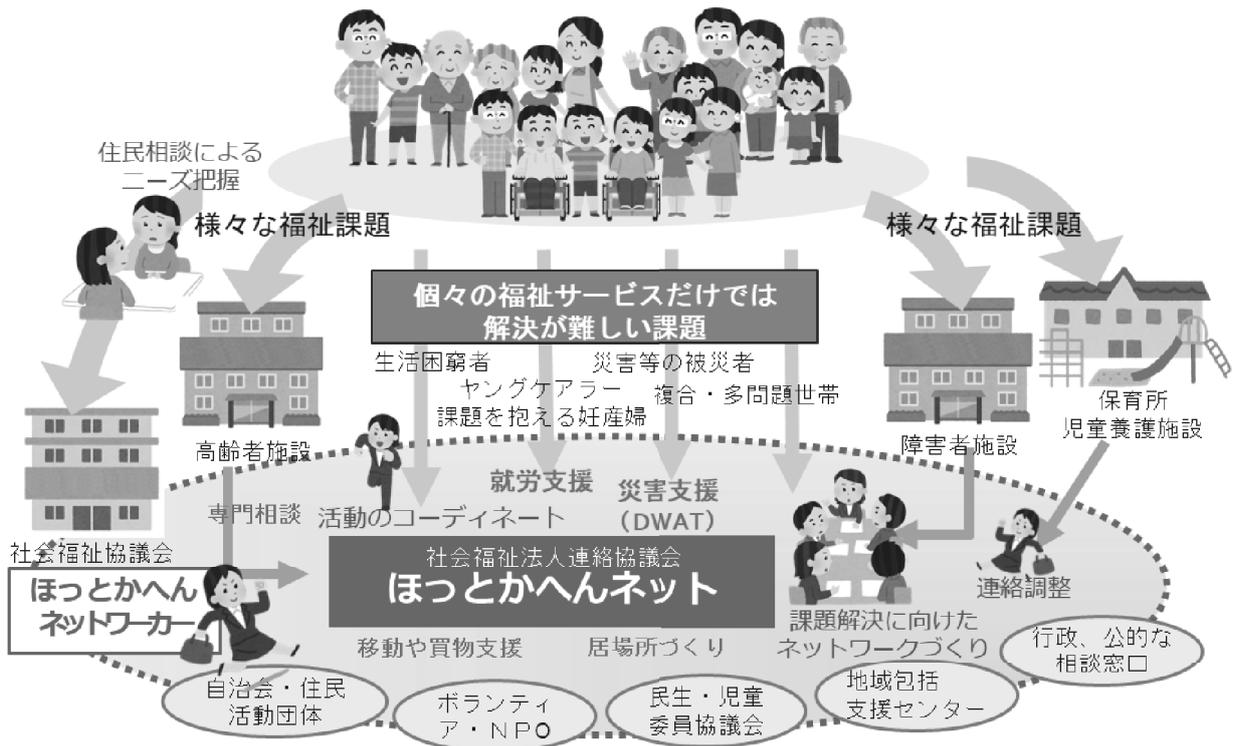
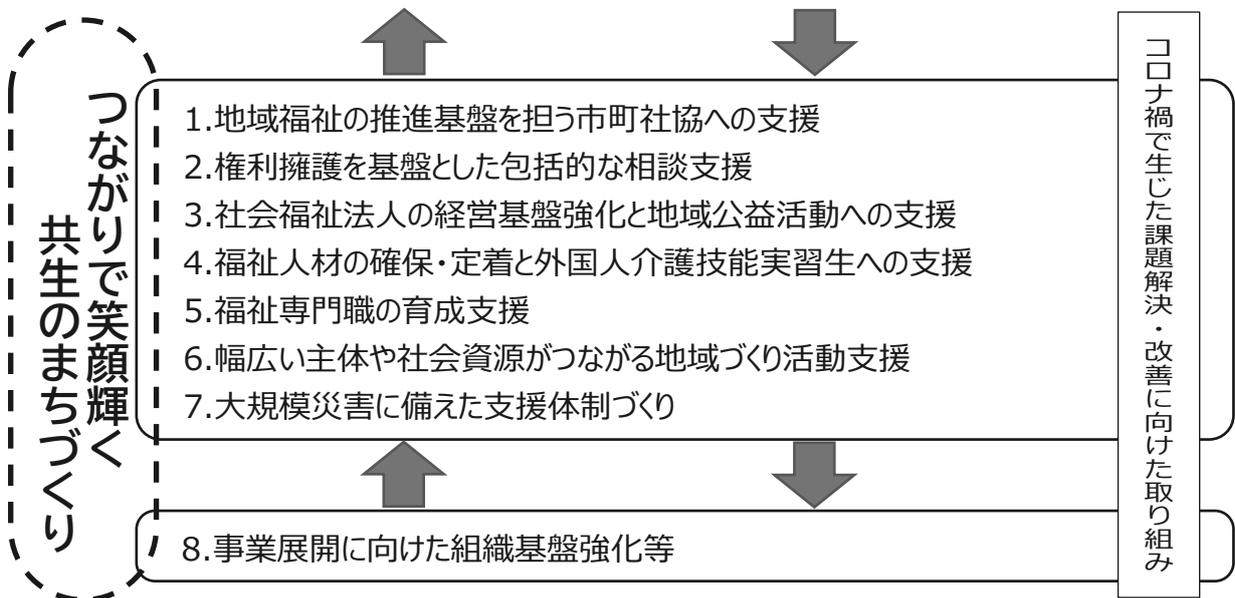
役割

- 県域の地域生活課題の明確化
- 多様な主体による地域福祉活動の推進
- 社会福祉事業者への経営支援
- 地域福祉に携わる人材・活動者の養成・育成
- 権利擁護支援とセーフティネット

機能



- ポストコロナ社会に向けた、暮らしを支える新たな仕組みの検討と働きかけ



「2025年計画」のアクションプランに基づく取り組み

【凡例】 新 …新規事業 / 拡 …拡充事業 /  …共同募金配分金事業

Action1 地域福祉の推進基盤を担う市町社協への支援

市町域における地域福祉推進の基盤づくりに向けて、市町社協が地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた連携・協働の場（プラットフォーム）としての機能を発揮できるように、全県的な地域福祉推進上の検討・協議の場づくりを行います。

1 市町社協が地域福祉推進組織としての役割を発揮するための組織基盤を強化します

(1) 市町社協の組織基盤強化に向けた支援

市町社協が地域福祉のコーディネート役としての役割を発揮できるように、会長や事務局長などの階層ごとに協議・研究します。

- ① トップマネジメントセミナー〈県内社協会長会議〉
- ② 市町社協活動推進協議会の運営支援
総会／幹事会（年3回）
- ③ 県内社協事務局長会議（5・10・2月）
- ④ 社協新任局長研修



(2) 地域福祉に関するデータの整理・分析

市町社協の活動・事業について調査・分析し、各市町における地域福祉の基礎データを整備します。

- ・「ひょうごの地域福祉の現況」の発行（8月・冊子）

(3) 拡 市町社協の経営改善支援

市町社協の経営改善に向けた主体的な取り組みを支援するため、社協経営セミナーのほか、財務会計個別指導や組織基盤強化支援にかかるアドバイザー派遣事業を行います。

- ① 社協経営セミナーの開催（年2回）
- ② 新 社協経営アドバイザー派遣事業

(4) 地域福祉推進のための計画策定支援・活動支援

市町社協の地域福祉推進計画等の策定支援や情報発信等により活動支援を行います。

- ①地域福祉推進計画等の策定支援（随時）
- ②地域福祉推進情報等の発信（随時）
- ③県内ブロック、市町社協への個別訪問・相談対応による支援（随時）

2 包括的支援体制の構築に向けたコミュニティワーカーの育成と地域福祉活動を支援します

(1) 包括的な支援体制の構築支援

各市町域における包括的な支援体制の整備を図ることを目的として、次の取り組みを行います。

- ①包括的支援体制づくりセミナー
- ②**拡** 包括的支援体制づくり推進会議（3回）
- ③包括的支援体制づくり人材育成研修検討会議の設置（年間）



(2) コミュニティワーカーの育成

包括的な支援体制の整備を含む地域福祉の推進を図るため、コミュニティワーカーを育成します。

- ①社協新任職員研修
- ②社協ワーカー実践研究会議の開催（年3回）

(3) 生活支援体制整備事業を通じた地域づくりの推進

社会的孤立を防ぎ豊かなつながりのある地域づくりを推進するため、県と連携して生活支援コーディネーターの育成と活動支援を行います。

- ①生活支援体制整備事業担当者・管理者会議
- ②生活支援コーディネーター養成セミナー（基礎／実践／フォローアップ）
- ③オンライン情報交換会等（年間）
- ④情報紙の発行等（年間）
- ⑤生活支援コーディネーターネットワーク企画会議の設置（年間）

(4) 市町社協のボランティアセンター機能強化

住民の自発的な活動と活躍を促進する市町社協のボランティアセンターを機能強化ため、次の取組を行います。

- ①ひょうごボランティア活動サポート事業（40市町社協）
- ②ボランティア・市民活動災害共済事業の運営
- ③ひょうご子どもふくし委員認定制度 

（5）民生委員・児童委員との連携と活動支援

民生委員・児童委員と連携し活動を支援するため、兵庫県民生委員児童委員連合会に協力するとともに、民生委員互助共励事業に取り組みます。

- ①兵庫県民生委員児童委員連合会との共催による研修
 - ・新任民生委員・児童委員研修会
 - ・主任児童委員部会全県研修会
 - ・民生委員・児童委員研修総会
 - ・民生委員・児童委員会長等研修会
- ②全国民生委員互助共励事業
 - ・民生委員互助事業（年間）
 - ・指定民生委員児童委員協議会育成事業（2か年）
 - ・民生委員・児童委員の地域福祉実践を支援するための研修助成（年間）
 - ・民生委員互助共励事業運営委員会

（6）民間福祉サービス団体等との協働促進

民間福祉団体の自主活動を支援し、県域における協働を促進します。

- ①兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会の事務局運営
 - 総会・講演会／理事会／企画・研修部会／職員研修会（新任・現任）
- ②兵庫県ホームヘルプ事業者協議会の事務局運営
 - 総会・管理者研修／理事会／職員部会／サービス提供責任者研修
- ③民間福祉関係団体・各種助成団体との連携・協力 
- ④高齢者、障害者、子ども家庭福祉に関する啓発協力 
- ⑤ひょうごフードサポートネットとの連携

2025年計画におけるAction1の取組指標

		R3	R4	R5	R6	R7
1. 市町社協が地域福祉推進組織としての役割を発揮するための組織基盤強化 (1) 社協経営検討会議の開催	計画	検討会		→	新検討会	→
		専門家派遣 (5か所)	(5か所)	(5か所)	新事業の展開	→
	実績	検討会	→			
		専門家派遣 (6か所)	(計9か所)			
2. 包括的支援体制の構築に向けたコミュニティワーカーの育成と地域福祉活動への支援 (1) 「重層的支援体制整備事業」推進市町社協への支援	計画	情報交換会 (推進市町8市町)	(同15市町)	→	→	→
				→	→	→
	実績	情報交換会 (推進市町8市町)	情報交換会 (全市町)	→		

Action2 権利擁護を基盤とした包括的な相談支援

すべての人の尊厳が守られ、地域社会とのつながりの中で自分らしい生活が送れるよう、どのような相談もいったん受け止め、必要な支援や関わりにつなげる包括的な相談支援の体制が、各市町域で構築されるための取り組みを進めます。

1 生きづらさを抱える人々を含めた相互エンパワメントを促進します

(1) セルフヘルプグループ等との協働促進

県域の当事者団体・組織やひょうごセルフヘルプ支援センター等との連携・協働により、機関紙等による県民への情報発信や学習・研修会等を実施します。

(2) ひょうご若年性認知症支援センターの運営

県内すべての市町で若年性認知症の支援体制の整備を進めるために、各圏域・市町域の支援機関・行政職員等とのケース検討や連絡会議等を通じ、認知症疾患医療センターと連携した支援体制の構築を働きかけます。

- ①相談窓口の運営および個別支援
- ②圏域ごとの支援ネットワーク強化事業（4回）
- ③前頭側頭葉変性症家族交流会の実施（4回）
- ④家族介護者連絡会、家族介護者研修など家族会等への支援（3回）
- ⑤「若年性認知症とともに歩むひょうごの会」の運営（5回）
- ⑥若年性認知症普及啓発活動



介護者家族と専門職がともに学ぶ研修

(3) 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の運営

- ①兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の開催（8月、2月）
- ②苦情解決合議体の開催（毎月1回）
 - ・巡回相談の実施（3か所サービス提供事業所）
 - ・事業所向けポスター・チラシの配布／利用者向けリーフレットの配布
- ③苦情解決セミナー（1回）
- ④運営監視合議体の開催（8～2月、3回）
- ⑤現地調査の実施（5～1月、8か所）
- ⑥選考委員会の開催（7月）

2 意思決定支援を中核とした権利擁護体制づくりを支援します

(1) 権利擁護支援の体制づくりの推進

認知症高齢者の増加や障害者の地域移行支援、身寄りのない方の生活支援など地域における権利擁護ニーズの高まりに対し、県・各市町、関係機関・団体と協働で、多層的な権利擁護支援体制づくりを進めます。

①新 「権利擁護サポーター」養成モデル事業

地域の権利擁護支援活動に参画する「権利擁護サポーター」の養成に向けて、自治体や権利擁護センター等とともに、その役割や養成のあり方、モデルプログラムの検討を行います。

②兵庫県権利擁護・成年後見推進会議（1回）

③市町域での成年後見利用促進にかかる取組の推進支援

(2) 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が十分でない障害者等が自立した地域生活を送られるよう、市町域での権利擁護ニーズの対応基盤として日常生活自立支援事業を実施し、従事者の資質向上や普及啓発、適正な事業運営のための体制維持・強化を進めます。

①契約締結審査会

②専門員会議等（6回）

③新任専門員研修会（5月）

④専門員研修会（9月）

⑤生活支援員研修会（10月）

⑥運営体制支援事業（チェックリストを活用した自主点検の支援）

⑦調査研究・広報啓発

(3) 権利擁護に関する相談及び関係機関との連携

兵庫高齢者・障害者権利擁護センターを運営し、判断能力に不安があり、生活課題を抱えている方への相談に対応するとともに、市町社協の権利擁護相談機能の強化をはかるため、市町社協と弁護士との権利擁護相談契約の普及を進めます。

①兵庫高齢者・障害者権利擁護センターの運営と権利擁護相談の実施

②市町社協と弁護士との権利擁護相談契約

③権利擁護に関する各種機関・団体が開催する会議への参加

3 困りごとを受け止め支える相談支援体制づくりを支援します

(1) 拡 ほっとかへんネットワーク配置事業の円滑な推進

特例貸付の借受世帯の抱える課題に対する相談支援と、世帯への支援策の充実・開発を通じて、地域における生活困窮者支援の体制強化を図る「社協における生活困窮者支援体制強化事業」(ほっとかへんネットワーク配置事業)を実施します。

- ①市区町社協へのほっとかへんネットワークの配置
- ②県内社協の実践交流の場としての情報交換会の開催
- ③新 「ほっとかへんネットワーク活動推進委員会」の設置及び事業推進に関する調査・分析
- ④相談支援スキルアップ研修会の実施
- ⑤生活困窮者自立支援事業実施機関やフードサポートネット等との多機関連携の推進

(2) 拡 生活福祉資金貸付事業の実施

生活困窮世帯等の課題を抱える世帯に対し、生活福祉資金の貸付を通してその世帯の自立に向けた支援を行います。

また、市区町社協と連携した全県的な業務システムの構築により、特例貸付も含む借受人の償還状況等の確認の迅速化を図ります。

- ①生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）及び臨時特例つなぎ資金の貸付等による生活支援
- ②相談支援スキルアップ研修会【再掲】（年3回）
- ③生活福祉資金基礎研修会（4月）
- ④生活福祉資金担当者会議（2月）
- ⑤生活福祉資金運営委員会（年間）
- ⑥不動産担保型生活資金審査委員会（年間）
- ⑦業務訪問（年間）
- ⑧ブロック別会議（年3回、3ブロック）
- ⑨新 市区町社協との連携による生活福祉資金業務システムの構築

(3) 特例貸付償還事務体制の継続

特例貸付に関する対応を集中して実施する特例貸付コールセンターを継続して設置するとともに、償還や免除、猶予などの申請受付の他、返済困難な方からの相談対応を行います。

- ①総合支援資金（再貸付）にかかる償還免除申請の案内（5月）
- ②償還中借受人への住民税非課税免除及び任意免除の案内（年間）

- ③償還猶予申請の受付と猶予期間中の相談支援（年間）
- ④返済困難者への相談支援（年間）
- ⑤長期未償還者への滞納通知の発送及び相談支援（年間）

(4) ひょうごボランティア基金による児童福祉施設入所児童・交通遺児等への支援
ひょうごボランティア基金の果実収入及び寄附金をもとに、児童福祉施設入所児童・交通遺児等に支援を行います。

- ①児童福祉施設入所児童等激励事業
- ②児童福祉施設入所児童等私立高等学校等入学支援事業
- ③児童福祉施設入所児童等就職支度金支給事業
- ④交通遺児激励事業
- ⑤中学校卒業交通遺児激励事業
- ⑥友愛事業助成

2025年計画における Action2 の取組指標

		R3	R4	R5	R6	R7
1. 意思決定支援を中核とした権利擁護体制づくりの支援 (1)「兵庫県権利擁護・成年後見推進会議」における課題分析・支援策の検討、市町支援の展開	計画	市町訪問等 実態把握 (20回) 会議4回 中間報告	市町訪問等 実態把握 (20回) 会議4回 報告書	個別市町、 社協支援 (20回) 会議2回 フォーラム		→
	実績	市町訪問等 実態把握 (34回) 会議3回	市町訪問等 実態把握 (33回) 会議2回 報告書			
2. 困りごとを受け止め支える相談支援体制づくりの支援 (1)生活困窮者支援連絡促進会議の開催等を通じた関係機関間連携による困窮者支援と地域づくりの促進	計画	困窮者支援 連絡会1回	困窮者支援 連絡会3回	まとめ発行 支援連絡会 での検討結 果に基づく 事業展開		→
	実績	困窮者支援 連絡会1回 レポート発 行	支援連絡会 等2回 レポート発 行			

Action3 社会福祉法人の経営基盤強化と地域公益活動への支援

一人ひとりの暮らしを包括的に支える視点で、社会福祉法人が福祉サービスの一層の質の向上を進めるとともに、多様な暮らしのニーズに対応した地域公益活動が全県的に推進できるよう、市町社協や施設種別協議会、幅広い団体・機関と連携・協働し、法人の経営支援の充実・強化を図ります。

1 社会福祉法人への経営支援を強化します

(1) 経営力向上を目的とした事業・セミナー等の開催

事業譲渡や合併による大規模化、制度改正などの情勢変化を見据え、社会福祉法人の経営力が向上するよう各種事業の支援を行います。

- ①社会福祉法人経営トップセミナー
- ②社会福祉法人のための財務セミナー
- ③都道府県セミナー（全国経営協と共催、年2回）
- ④例会（年2回）
- ⑤社会福祉法人経営強化検討委員会
- ⑥社会福祉法人経営に関する所轄庁との意見交換会
- ⑦経営協総会（記念講演会）、理事会、定例会
- ⑧経営協情報発信、政策提言活動
- ⑨青年協議会事業（代議員会・研修会等）
- ⑩新 第27回社会福祉法人経営青年会全国大会（11月）

全国社会福祉法人経営青年会等と連携し、社会福祉法人経営者等が集う全国大会を兵庫県で開催します。

(2) 社会福祉法人の経営力を高める応援事業の実施

- ①経営計画普及セミナー
- ②経営計画策定リーダー養成ゼミナール
- ③社会福祉事業経営相談事業
- ④社会福祉資金貸付事業

(3) 社会福祉法人の経営リスクに対する補償制度の運営

- ①ひょうご福祉サービス総合補償制度の運営
- ②リスクマネジメント研修の実施（2月）

(4) 民間社会福祉事業職員互助会事業の運営

①新 創立 50 周年記念事業の実施

互助会創立 50 周年を記念し、会員とその家族が集うことにより会員相互の交流を深めるとともに、会員意識の高揚を図るため記念事業を実施します。

②給付事業（結婚祝金、出産祝金、長期勤続者慰労金等、約 5,000 件）

③貸付事業

④拡 会員交流事業（会員のつどい、チケット斡旋、宿泊旅行、日帰り旅行等）

⑤事業利用活性化事業（㈱リロクラブ「クラブオフ」活用）

⑥互助会メールネットの運営

⑦手帳等配布、商品割引斡旋、指定割引施設との提携等

⑧福利厚生ニュースの発行

⑨民間社会福祉事業職員互助会事業運営委員会

⑩「福利厚生センター（ソウェルクラブ）」事務の一部受託

(5) 民間社会福祉事業職員退職共済事業の運営

①退職一時金・遺族一時金の給付（約 2,000 件）

②制度実施状況報告書の発行と制度 P R、「退職共済ニュース」の発行（1 回）

③民間社会福祉事業職員退職共済事業運営委員会

④福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済制度（全国共済）」事務の一部受託

2 社会福祉法人の「地域公益活動」を支援します

(1) 社会福祉法人地域公益活動推進事業の実施

ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の活動が地域ニーズに基づきより活発になるよう、活動費の支援や情報交換の充実を図ります。

①新 ほっとかへんネット課題対応プロジェクト助成事業

ほっとかへんネットが把握する地域課題解決に向けて動くプロジェクトに対する助成事業を新設し、地域ニーズに即し連携・協働した取組みを促進します。

②ほっとかへんネット代表者等連絡会

③新 ほっとかへんネット実践交流会

ほっとかへんネットを構成する会員法人・施設の実務担当者等が交流し、相互の実践から学び合うための実践交流会を開催します。

④新 「ほっとかナイト」認定制度の運営（県、経営協と共同事業）

制度の狭間や社会的孤立に対する支援など、一定の要件を満たした社会福祉法人を「ほっとかナイト」として認定し、社会福祉法人の地域公益活動を広く

地域社会に発信します。

⑤ホームページ・機関紙等による情報発信

⑥市町社協、種別協議会、関係団体との連絡調整

2025年計画におけるAction3の取組指標

		R3	R4	R5	R6	R7
1. 社会福祉法人経営強化検討委員会の開催、報告書の作成・活用、及び経営強化支援体制の構築 (1) 検討委員会の開催 (2) 報告書(財務、労務、ガバナンス)の作成 (3) セミナー、研修会等の実施 (4) チェック&サポート体制の構築	計画	検討委員会 報告書作成	→	セミナー等実施 体制構築	→	→
	実績	検討委員会 報告書作成 セミナー実施	→ セミナー実施			
2. 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の推進 (1) 全県連絡会の開催 (2) 地域別連絡会の開催	計画	全県連絡会 地域別連絡会 (2地域)	→		→	→
	実績	全県連絡会 勉強会等開催 (4回)	全県連絡会 勉強会等開催 (10回)			

Action4 福祉人材の確保・定着と外国人介護技能実習生への支援

質の高い福祉サービスを安定的・継続的に提供できるよう、その根幹となる福祉人材の確保・定着に向けた支援をハローワークや市町行政等の関係機関と連携して取り組むとともに、外国人介護技能実習生の円滑な受入と実習生が安心できる環境整備を進めます。

1 福祉人材の確保・定着に向けた取り組みを強化します

(1) 福祉人材センターの運営

- ①総合相談窓口の開設
- ②福祉人材職業紹介事業
- ③福祉人材センター運営委員会の開催

(2) 福祉のおしごと探し総合支援サイトの運営

各法人等の紹介や各種情報発信コーナーなどを設けた総合支援サイトを運営し、福祉職場の魅力を発信します。

(3) 就職総合フェア等の開催

社会福祉法人等の人材確保を支援するため、法人の採用担当者等が福祉職場への就職を希望する学生や一般求職者と個別に面談できる場を提供するとともに、福祉の仕事のイメージアップイベントを併催し、福祉人材のすそ野拡大に取り組めます。

- ①福祉の就職総合フェア（7月、3月）
- ②就職説明会（10～11月）

(4) ⑤ 地域密着型の福祉人材確保対策の推進

ハローワークや市町等と密接に連携しながら、地域の実情に応じた人材確保の取組を推進するため、地域担当の相談員として再編し、求人事業所と求職者をつなぎます。

- ①⑤ 「福祉のしごとコーディネーター」（地域担当の相談員）の設置
- ②地域巡回相談（ハローワーク11か所、市社会福祉協議会5か所）
- ③ひょうご・しごと情報広場出張相談会（毎月1回）
- ④事業所訪問等による求人充足支援
- ⑤⑤ 学生に対する福祉分野への参入促進及び将来の担い手となり得る若い世代（小中高校生）に対する福祉への理解促進

⑥ひょうごケア・アシスタント推進事業の普及

(5) 〔拡〕社会福祉法人就業者確保支援事業の実施

社会福祉法人における職員の人材確保・定着を促進するため、自法人職員に対する奨学金返済支援制度を有する社会福祉法人及び職員に対し、その負担額の一部を補助する事業について、補助対象となる職員の範囲等を拡大して実施します。

(6) 福祉体験学習事業の実施

学生や一般求職者等を対象に、就職に向けた動機付けにつながるよう、福祉職場の体験機会を創出します。とりわけ、地方部（北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）の社会福祉施設等での体験を促進するため、参加者に対して交通費と宿泊費の一部を助成します。

(7) 〔拡〕福祉のおしごと魅力発信事業の推進

福祉の仕事のやりがいや魅力を多くの人に伝える各種広報・啓発事業を展開し、福祉・介護の仕事に対する理解と人材の参入の促進を図ります。

①福祉の職場見学バスツアーの実施

②〔拡〕ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターと連携した働きやすい職場づくりの取組事例等の発信

③〔拡〕魅力あるコンテンツを発信するホームページの改修及び SNS（Facebook、YouTube）を活用した広報・啓発の実施

(8) 福祉人材の確保・定着に向けた研修の開催

社会福祉施設等の人事・採用担当者を対象に、求職者に伝わる自法人の魅力発信や定着のための職場環境づくりなど、人材確保・定着を図るためのノウハウ、改善のヒントを学ぶ研修を実施します。

(9) 教員免許取得希望者の介護等体験事業の実施

「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小中学校普通教員免許状取得希望者の社会福祉施設等での介護等体験事業の受入調整等を行います。

(10) 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施

介護福祉士・社会福祉士養成施設等と連携し、養成施設の学生、介護・障害福祉分野に就労する者に対し、必要な資金の貸付を行い、介護人材の確保を図ります。

- ①介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金の貸付、介護福祉士実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金、福祉系高校修学資金の貸付
- ②進級、資格取得、在職等の状況確認、一定の要件を満たした場合の返還猶予や免除、滞納者への督促及び相談対応

(11) ひとり親家庭、児童養護施設退所者等への貸付事業の実施

国の高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学や就職の準備に必要な費用や家賃の貸付を行い、世帯の自立促進に向けて支援します。

また、児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者等に対し、生活費や家賃、資格取得の費用について貸付を行い、世帯の自立支援に向けて支援します。

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、ひとり親家庭住宅支援資金、児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付
- ②進級、資格取得、在職等の状況確認、一定の要件を満たした場合の返還猶予や免除、滞納者への督促及び相談対応
- ③県内の福祉事務所、健康福祉事務所、児童養護施設等との連携

2 外国人介護人材の定着・確保に向けた支援を進めます

(1) 「ひょうご外国人介護実習支援センター」の運営

海外の送出機関と綿密に連携し、県内の福祉施設等が適切かつ迅速に外国人介護技能実習生（以下、「実習生」）を受け入れられるよう支援します。

- ①実習生の受入斡旋
- ②技能実習計画の策定支援
- ③受入施設への訪問指導等



実習の様子

(2) 特定技能制度の「登録支援機関」としての事業推進

技能実習の満了に伴う特定技能在留資格への移行支援など、特定技能制度における登録支援機関としての活動を実施し、県内福祉施設等への就労を希望する特定技能外国人及びその受入施設への支援を行います。

- ①在留資格の変更手続支援
- ②特定技能外国人支援計画の策定支援

③特定技能外国人との定期面談等

(3) 国際調整専門員及び専門相談員の設置

実習生の受け入れに向けて海外の送出国等と引き続き密接な連携を図るとともに、送出国の拡大に向けた調査等を行います。

また、県内の実習生等、外国人介護人材への情報提供や相談支援のほか、日本文化の理解やOJT・日本語能力の向上を支援します。



現地日本語学校の視察風景

- ①送出国との連絡調整や入国諸手続きの実施
- ②受入対象国及び現地教育施設の現地調査
- ③実習生等への情報提供・相談支援
- ④介護の日本語研修や就労定着に向けた各種セミナー等の開催（施設職員向け3回、実習生等向け5回）

(4) 外国人介護人材受入促進セミナーの開催

実習生や特定技能外国人などの確保・定着を支援するため、既に外国人介護人材を受け入れている施設関係者の取組事例や受け入れにかかる制度・手続についての説明のほか、受け入れにかかる県社協の取り組みを紹介し、外国人介護人材のより一層の受け入れを促進するセミナーを開催します。（3回）

2025年計画におけるAction4の取組指標

		R3	R4	R5	R6	R7
1 機械化・ICT化などの取組事例の収集・普及	計画	事例の収集 (高齢)	(障害)普及 (WEB公開)	(児童・保育)	(冊子作製)	(研修会等)
	実績	事例の収集 (高齢)	機器展示、 実演等			
2. 外国人介護技能実習生の取得支援 (1) 資格取得支援事業の実施	計画	研修等実施	(取得者2名)	(取得者6名)	(取得者4名)	(取得者2名)
	実績	研修等実施				

Action5 福祉専門職の育成支援

社会福祉従事者のキャリア形成に資する人材育成が図られるよう、体系的な研修を実施するとともに、各福祉職場における人材育成を支援します。また、多様化・深刻化する地域生活課題に対応するため、制度・分野を超え、生活全体を包括的に捉える多職種連携の視点や住民と協働し地域づくりを進める人材を育成します。

1 社会福祉推進に必要な知識・技術を有する人材の育成を支援します

(1) 兵庫県指定管理研修の実施

兵庫県福祉人材研修センターの指定管理者として、福祉行政職員及び民間社会福祉事業従事者を対象とした各種研修事業（計 14 講座、1,305 名）を実施するとともに、研修施設等の適切な管理を行います。

<福祉行政職員研修>

研修名	時期	対象・定員
① 福祉行政機関新任職員研修	5 月	福祉行政に初めて従事する職員(90 名)
② 生活保護新任ケースワーカー研修	6 月	福祉事務所経験1年未満のケースワーカー(90 名)
③ 生活保護中堅ケースワーカー研修	12 月	福祉事務所経験1年以上のケースワーカー(70 名)
④ 生活保護医療扶助・介護扶助事務担当者研修	7 月	福祉事務所医療扶助・介護扶助担当職員(45 名)
⑤ 生活保護査察指導員研修	11 月	福祉事務所査察指導員(30 名)

<社会福祉事業従事者研修>

研修名	時期	対象・定員
① 福祉従事者新任職員研修 (児童福祉・保育) ※2 コース	5・6 月	新任保育士・保育教諭(160 名)
② 福祉従事者新任職員研修 (児童福祉・社会的養護)	5 月	児童福祉施設新任職員(50 名)
③ 福祉従事者新任職員研修 (障害者福祉) ※2 コース	5・6 月	障害者福祉施設等新任職員(160 名)
④ 福祉従事者新任職員研修 (高齢者福祉) ※2 コース	5・6 月	高齢者福祉施設等新任職員(120 名)

⑤ はじめて福祉の仕事に就く人のための研修（基礎編）※2コース	6・10月	社会福祉の基礎を学んだことがないまたは学び直したい職員(150名)
⑥ はじめて福祉の仕事に就く人のための研修（実践編）※2コース	7・11月	社会福祉の基礎を学んだことがないまたは学び直したい職員(100名)
⑦福祉従事者中堅職員研修（アセスメント技術）	1月	高齢者・障害者福祉施設等中堅職員(80名)
⑧福祉従事者中堅職員研修（子どもの理解と発達支援）	6月	児童福祉施設等中堅職員(80名)
⑨福祉従事者中堅職員研修（職業倫理と権利擁護）	8月	中堅職員(80名)

(2) 社会福祉専門研修の実施

社会福祉事業に従事する職員を対象に、福祉サービスの提供に必要な資質の向上を図るため、現任研修（計13講座、922名）を実施します。

研修名	時期	対象・定員
①社会福祉協議会新任職員研修	4月	社協新任職員(90名)
② 拡 聴き上手、伝え上手になるためのコミュニケーション研修（基礎編）	5月	新任職員(90名)
③ 拡 福祉従事者のためのセルフケア研修（福祉に活かすコンパッション）	9月	関心のある職員(90名)
④相談面接技術研修（基礎編）※2コース	7・1月	新任職員(120名)
⑤相談面接技術研修（実践編）※2コース	7・8月 2月	中堅職員(48名)
⑥ 拡 チーム力を高めるファシリテーション研修	7月	中堅職員(80名)
⑦ 拡 聴き上手、伝え上手になるためのコミュニケーション研修（実践編）	8月	新任・中堅職員(80名)
⑧ 新 社協中堅職員研修	11・12月	社協中堅職員(50名)
⑨ 新 多職種連携力を高める研修	10月	中堅職員(80名)
⑩看護職と介護職との連携力強化研修	11月	中堅職員(60名)

①栄養士・調理師研修	2月	中堅職員(80名)
②新 スーパーバイザー養成ゼミナール	8~11月	中堅職員・リーダー(30名)
③保育リーダーゼミナール	9~12月	中堅職員・リーダー(24名)

(3) 福祉マネジメント研修事業の実施

社会福祉法人の経営・マネジメントを担う役職員を対象に、必要な知識の習得とスキルアップに向けた各種研修（計24講座、2,090名）を実施します。

また、受講機会の拡充を図るため、一部研修において研修の様子を録画した動画の事後配信（アーカイブ配信）も行います。

研修名	時期	対象・定員
①社会福祉法人理事・評議員研修	8月	理事・評議員等(80名)
②拡 社会福祉法人監事研修 (e-ラーニング/録画配信)	4~2月	監事等(80名)
③社会福祉協議会新任局長研修	4月	社協事務局長(20名)
④管理職のためのマネジメント基礎講座 (e-ラーニング)	4~2月	管理職・リーダー等(220名)
⑤新任管理職研修	7・8月	管理職(50名)
⑥管理職のためのマネジメント実践研修	11月	管理職・リーダー等(90名)
⑦リスクマネジメント研修	10月	管理職・リーダー等(90名)
⑧管理職のためのストレスケア研修	9月	管理職・リーダー等(80名)
⑨管理職のためのアンガーマネジメント・ハラスメント研修	12月	管理職・リーダー等(80名)
⑩職場定着研修	9月	管理職・リーダー等(80名)
⑪労務管理研修	2月	管理職・リーダー等(90名)
⑫人が育ち、自分も伸びる リーダーシップ研修 ※2コース	6・10月	管理職・リーダー等(180名)
⑬コーチング研修	11月	管理職・リーダー等(90名)
⑭職場研修担当者研修	12月	担当者(50名)

⑮ ^拡 フォロワーシップ研修	5月	中堅・指導的職員(90名)
⑯0JT リーダー養成研修(基礎編)	7月	担当職員 1~3年程度(90名)
⑰0JT リーダー養成研修(実践編)	7・10月	中堅職員(60名)
⑱アンガーマネジメント研修	1月	新任・中堅職員(70名)
⑲新任職員ステップアップ研修	11月	新任職員(90名)
⑳会計実務基礎講座(通信課程)	6~11月	会計担当職員(70名)
㉑ ^拡 会計実務フォローアップ研修	8月	会計担当職員(50名)
㉒会計実務担当者研修(税務編)	8月	会計担当職員・管理職等(60名)
㉓会計実務担当者研修(予算・決算編)	12月	会計担当職員・管理職等(90名)
㉔社会福祉法人財務管理講座 (e-ラーニング)	8~2月	管理職・リーダー等(140名)

(4) 職場研修支援事業の実施

福祉職場における研修実施の促進と定着を支援する「職場研修アドバイザー事業」では、現場の多様なニーズに柔軟に対応できるように複数の外部支援者を「職場研修アドバイザー」として登録し、法人等が選択して派遣する形式へと拡充を図ります。

- ①^拡 職場研修アドバイザーによる職場研修支援
- ②職場研修推進セミナー(7月、管理職・リーダー等50名)
- ③職場研修担当者研修(12月、担当者50名)
- ④0JT リーダー養成研修(基礎編)(7月、担当職員1~3年程度90名)
- ⑤0JT リーダー養成研修(実践編)(7・10月、中堅職員60名)

(5) ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修の実施

祖父母、父母、兄弟などへの介護や看護、日常生活上での世話などをするヤングケアラー(18歳未満の子ども)や若者ケアラー(18歳以上)への支援充実を図るため、県内各地において福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が連携した支援体制の構築が進むよう、関係機関職員等を対象にした研修を実施します。

(6) 介護支援専門員の養成と資質の向上

介護支援専門員の養成と資質向上のため、新ガイドラインに対応した各種研修を

実施するとともに、受講者の利便性を高めるため、e-ラーニングの実施に加え、演習科目における Zoom コース枠を拡大します。

また、ガイドライン改訂等に対応するための会議、委員会等の開催を通じ、研修内容の更なる充実を図ります。

研修名	時期	対象・定員
①介護支援専門員実務研修(後期)	4～7月	第26回試験合格者等 (560名)
②介護支援専門員実務研修(前期)	1～3月	第27回試験合格者 (380名)
③ ^拡 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ ・更新研修A(前期)	4～7月	実務従事6か月以上の介護 支援専門員(450名)
④ ^拡 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ ・更新研修A(後期)	10～3月	実務従事3年以上の介護 支援専門員(1,100名)
⑤ ^拡 介護支援専門員更新研修B ・再研修	4～8月	実務経験を有しない介護支 援専門員等(900名)
⑥介護支援専門員施設ケアマネジメント 研修	2～3月	介護保険施設で実務に従事 する介護支援専門員(200 名)

①介護支援専門員研修講師等説明会(5回)

②介護支援専門員研修内容検討委員会(6回)

③介護支援専門員研修ワークブック改訂会議(3回)

介護支援専門員専門研修課程Ⅱ演習ワークブック(新ガイドライン対応版)を
9月に発行予定

(7) 介護支援専門員実務研修受講試験

介護支援専門員の業務に従事することを希望する者が、介護支援専門員実務研修を受けるに当たり、介護保険制度等に関する専門知識を有していることを事前に確認するために実施します。(10月、受験者約3,000名)

2 意欲と実践力を高めるための研修手法の開発と評価機能の強化を進めます

(1) 研修の効果測定・評価を高める取り組み

研修の質の向上と現場での行動変容を促進する効果を高めるため、多様な研修形態による受講機会の確保や各研修のフォローアップの充実を図るとともに、関係機関等との連携により、評価機能の強化を目指します。

① **拡** 多様な研修形態による受講機会の確保

集合型を基本としつつ、オンラインを活用したe-ラーニングや双方向のリアルタイム配信、アーカイブ配信等を組み合わせ受講機会の充実を図ります。

② **拡** 法人・事業所と連携した研修効果を高める取り組みの推進

受講前の到達目標の確認や当日の目標設定、受講後（約3か月）のフォローアンケート（受講者、現場担当者向け）等を実施します。

(2) 現場従事者と連携した協議の場づくり

施設種別協議会や職能団体等との連携をもとに、現場実態に即した質の高い研修実施に向けた協議の場づくりを進めます。

① 社会福祉研修委員会の開催（2回）

② 福祉従事者への研修向上に関する情報交換会の開催（1回）

2025年計画におけるAction5の取組指標

		R3	R4	R5	R6	R7
1 社会福祉推進に必要な知識・技術を有する人材の育成支援 (1) 研修体系に基づく計画的な研修実施 (2) 介護支援専門員研修内容の充実	計画	受講者数 3,300人	(介護支援専門員研修除く) 3,350人	3,400人	3,450人	3,500人
		研修内容検討委員会・講師等説明会 各4回				
	実績	「専門Ⅰ」 演習ワークブック発行	「専門Ⅱ」 演習ワークブック発行			
2 意欲と実践力を高めるための研修手法の開発と評価機能の強化 (1) 研修評価・フォローアップの仕組みづくり (2) 現場従事者と連携した協議の場づくり	計画	受講者数 2,698人	受講者数 3,466人			
		検討委員会6回 講師等説明会3回 「専門Ⅰ」 演習ワークブック発行	検討委員会4回 講師等説明会3回 「専門Ⅱ」 演習ワークブック発行			
	実績	受講後評価 体系の構築	受講後フォローアップ モデル実施	本格実施		
		情報交換会 2回	検討会議（研修共同企画等） 2回			
		受講後評価 体系の検討	受講後評価 体系の構築			
			実践状況調査			

Action6 幅広い主体や社会資源がつながる地域づくり活動 支援

安心・安全な地域づくりに向け、市町社協をはじめ、ボランティアグループやNPO、当事者団体、企業等の幅広い主体との連携・協働のもと、ボランティア活動の担い手や活動資金の確保に取り組むとともに、多様な主体の交流・連携に向けた新たな場づくりを進めます。

1 ボランティア活動の担い手の拡充・活動の充実に向けた更なる支援を行います

(1) 地域づくり活動情報システム運営事業の推進

ホームページ「コラボネットひょうご」を運営し、地域団体・NPO等の登録を行い、イベント・助成金情報等を発信します。

- ①助成金やイベント、ボランティア活動情報などの発信
- ②メールマガジン運営事業（月2回配信）

(2) ボランティアグループ・NPO等に対する資金支援

地域づくり活動や地域における社会的課題の解決に向けた取り組みなどを進めるボランティアグループやNPO等に助成し、その活動を支援します。

- ①県民ボランティア活動助成（ボランティアグループ・団体向け）
- ②中間支援活動助成、地域づくり活動事業助成（NPO法人等向け）
- ③災害時における緊急対応助成

(3) ひょうご若者被災地応援プロジェクト事業の実施

「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、高校生・大学生等の若者グループが、東日本大震災等の被災地を継続して応援するための事業・人材養成を行います。

(4) NPO設立・運営相談の実施

NPO法人を設立したい人やNPO法人の運営にかかる相談窓口として、情報提供や相談支援を行います。

(5) **新** 第10回県民ボランティア活動実態調査

県民ボランティア活動団体の実態や課題を把握し、今後の支援方策を検討するため、調査委員会を設置し基礎調査を実施します。（調査対象：県内を中心に活動している県民ボランティア活動団体）

(6) **新** NPO法人等エンパワメント事業

社会の多様化したニーズや地域が抱える特有の課題に向き合い、人や地域に対し社会貢献や支援を行うNPO等の団体に対し、課題解決に向けた知識習得のためのセミナー開催、団体の人材育成やスキル向上につながる伴走支援等により持続可能な団体運営へのエンパワメントを図ります。

①セミナーや情報交換会等の開催

モデルとなる地域において、新規認証団体や活動のブラッシュアップを考える団体向けセミナーや伴走支援を実施し、継続的な団体運営に向けた情報交換会等を開催します。

②ボランティア等の人材確保につながるマッチングイベント等の開催

2 地域課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働による取り組みを支援します

(1) **拡** ひょうごボランタリー地域づくりネットワーク会議の開催

「ボランティア元年」と言われた阪神・淡路大震災から30年を迎え、これまでのボランタリー活動を振り返り、今後のあり方を考えるため、NPOや行政・企業、地域を構成する多様な主体が一堂に会し、有識者の講演や意見交換等により、地域づくり活動等の進展や連携促進・各地域間のネットワークづくりを進めます。

(2) ひょうごボランタリープラザ「交流サロン」の運営

ボランティアグループやNPOの交流の場として、「交流サロン」（セミナー室、ミーティングコーナー、印刷コーナー、資料コーナー等）を運営し、WEBによる施設予約システムの導入など利便性の向上を図ります。

(3) 企業やNPO等との協働の場づくりの推進

地域づくり活動情報システム「コラボネットひょうご（ホームページ）」で、協働を希望する企業とNPOのマッチングを進める「企業とNPOの協働のひろば」を運営するとともに、大学コンソーシアムひょうご神戸や大学ボランティアセンターの連携・協働を推進します。

3 市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援NPO等の連携・協働への更なる支援を行います

(1) NPOと行政の連携強化

県内の中間支援NPO団体等が構築しているネットワーク（ひょうご中間支援団体ネットワーク）と連携した意見交換会等を通じ、NPOと行政との情報共有の促進を図ります。

(2) 市町・市区町社会福祉協議会連携等会議の開催

市町や市区町社協等がボランティアセクターと連携・協働した取組を促進するため、「災害ボランティアの連携」をテーマに、「大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練」と併せて開催します。(1回)

(3) ボランティア・市民活動災害共済事業の運営

ボランティア・市民活動の発展に寄与するため、ボランティア・市民活動中に生じた事故に対する補償制度としての共済事業を運営します。

2025年計画における Action6 の取組指標

		R3	R4	R5	R6	R7
1 ボランティア活動の担い手の拡充・活動の充実に向けた更なる支援 (1)「コラボネット」での新規情報発信件数 (2) 県民ボランティア活動助成件数 (3) 中間支援活動助成・地域づくり活動NPO事業助成件数	計画	700回 3,600件 50件	700回 3,600件 50件	700回 3,600件 50件	700回 3,600件 50件	700回 3,600件 50件
	実績	813回 2,357件 58件	746回 2,535件 78件			
2 地域課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働による取組を支援 (1)ひょうごボランティア地域づくりネットワーク会議への参加団体数	計画	55団体	55団体	55団体	55団体	55団体
	実績	56団体	76団体			
3 市町社協ボランティア・市民活動センターや中間支援NPO等の連携・協働への更なる支援 (1)市町・市区町社会福祉協議会連携等会議への参加団体数	計画	市町・市区 町社協60 NPO等10	市町・市区 町社協60 NPO等10	市町・市区 町社協60 NPO等10	市町・市区 町社協60 NPO等10	市町・市区 町社協60 NPO等10
	実績	市町・市区 町社協43 NPO等20	市町・市区 町社協39 NPO等16			

Action7 大規模災害に備えた支援体制づくり

南海トラフ巨大地震等、次なる大規模災害に備えるため、平時より県・市町・市町社協・NPO等の関係機関と連携・協働し、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や活動の資機材の整備、情報収集・発信等の取り組みを通じ、地域の災害福祉支援体制づくりを進めます。

1 災害時に備えた市町社協の平時からの体制づくりを支援します

(1) 市町社協における災害ボランティア活動支援体制構築の推進

市町社協を対象に災害ボランティアセンターの運営マニュアル作成の支援や運営に携わる人材育成を支援します。また、大規模災害時に市町域で設置される「災害ボランティアセンター」の体制強化を図るため、市町社協ボランティアセンターへの助成等を行います。

- ①災害ボランティアコーディネーター養成研修（2回）
- ②市町社協災害救援マニュアル策定支援
- ③ひょうご災害ボランティア活動サポート事業（40市町、各100万円）

2 災害ボランティア活動を支える体制の構築・強化を進めます

(1) 災害救援ボランティア活動支援事業の推進

地域の「災害救援ボランティア支援センター」の機能の充実を図るとともに、県・市町・社協（近畿府県・市町）・NPO等と連携し、平時からの災害ボランティア支援体制や人材養成をすすめます。また、全国的な災害ボランティア支援団体等との連携を進めます。

①「災害救援ボランティア支援センター」の体制強化

大規模災害時に行政、社協、NPO等の支援活動情報や課題を共有する「情報共有会議」を設置するなど、災害時の体制を充実します。

- ②災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催
- ③大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練の実施



連携訓練でのグループワークの実施

災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議、行政（県・市町）、社協、NPOなどを対象に、大規模災害を想定した訓練を実施します。

④「ひょうご若者災害ボランティア隊」の運営

⑤ **拡** 災害ボランティアバスの実施

令和6年能登半島地震を含む、大規模災害時において、被災地の復旧に向けたボランティア活動を行うためのバスを運行します。

(2) 災害ボランティアの活動しやすい環境づくり

① 「災害ボランティア割引制度」等の実現促進

災害復旧・復興支援活動に欠かせない災害ボランティアの活動しやすい環境づくりのため、必要に応じて、国等へ働きかけていきます。

② **拡** 大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトの実施

令和6年能登半島地震など大規模災害時に被災地でボランティア活動を行う団体・グループにかかる交通費、宿泊費の一部を助成します。

3 大規模災害に備えた支援ネットワークの構築を進めます

(1) 「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」への参画

県が設置している「災害福祉広域支援ネットワーク」に参画し、社会福祉法人経営者協議会や福祉施設種別協議会、市町社協活動推進協議会などの県域団体と協働し、災害時要配慮者支援に向けたネットワークづくりを推進します。

また、災害時における要配慮者への対応、二次被害の防止等を図るために兵庫県が推進している「災害派遣福祉チーム（DWA T）」活動に協力します。

2025年計画における Action7 の取組指標

		R3	R4	R5	R6	R7
1 災害時に備えた市町社協の平時からの体制づくりを支援 (1) 災害ボランティアコーディネーター養成研修の開催	計画	2回	2回	2回	2回	2回
	実績	2回	2回			
2 災害ボランティア活動を支える体制の構築・強化 (1) 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催回数・参加団体数 (2) 大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練への参加者数	計画	3回 44団体 110名	3回 44団体 115名	3回 44団体 120名	3回 44団体 125名	3回 44団体 130名
	実績	2回 66団体 118名	3回 82団体 100名			

組織基盤強化にかかる取り組み

県社協2025年計画に掲げた基本目標「つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり」や各アクションプランを確実に実施していくため、組織体制、調査・研究及び情報発信の強化等に取り組み、組織基盤強化を着実に進めます。

1 組織体制の強化を図ります

(1) 理事会・評議員会・監事監査・部会等の開催

県社協2025年計画の着実な推進と、「つながりで笑顔輝く共生のまちづくり」に向けて、適切な法人運営を図ります。

- ①理事会（6月・11月・3月）
- ②評議員会（6月・3月）
- ③正副会長会議（5月・7月・9月・11月・1月・3月）
- ④監事監査（5月）
- ⑤評議員選任・解任委員会
- ⑥総合企画部会（12月）

(2) 法人のガバナンスの強化等に向けた取り組み

「内部管理体制の基本方針」に基づく対応を進めるとともに、会計監査人からの指摘事項等を踏まえた業務の改善・効率化に取り組みます。

- ①「内部管理体制の基本方針」に基づく規程・マニュアル等の整備
- ②会計監査の実施と会計監査人からの指摘・指導事項に対する改善

(3) 兵庫県福祉センター等の運営

多様化する民間福祉活動の県域拠点としての機能が一層発揮できるよう、指定管理者として兵庫県福祉センター、兵庫県福祉人材研修センターを運営します。

2 調査・研究と情報発信の強化を図ります

(1) **拡** 「共生のまちづくり」に向けた調査・研究、情報発信

社会的孤立や制度の狭間の課題に対し、多様な主体がつながって「共生のまちづくり」が推進されるよう、遺贈寄付など多様な財源を活用し、職員提案に基づくチャレンジ事業をすすめます。

- ①ほっとかへんネットの活性化・福祉のイメージアップに向けた取り組み
- ②**新** ICTを活用した災害救援、組織基盤強化に向けたシステム構築

(2) 機関紙「ひょうごの福祉」の発行、ホームページの運営

- ①ひょうごの福祉の発行（隔月、福祉関係者・一般県民 17,500 部）
- ②ホームページと SNS の運営

(3) 福祉関係図書等の作成・出版

- ①「福祉ダイアリー2025」の発行（12 月）
福祉従事者等が日常生活や業務等でも活用しやすく、また県内関係機関等の情報にアクセスできる福祉ダイアリーを発行します。

(4) 社会福祉政策委員会による政策提言活動

- ①福祉関係者からの政策提言に関する意見集約(4~6 月)
- ②県知事への政策提言(8 月)
- ③県議会議長等への政策提言(8~9 月)
- ④社会福祉政策委員会、県からの回答会の開催(6 月・7 月・2 月)



県知事への政策提言

(5) 政策提言に向けた調査研究事業

- ①政策提言に向けた調査・研究助成事業の実施
- ②社会福祉情勢セミナーの開催(11 月)

(6) 新年福祉のつどいの開催(1 月、社会福祉関係者 300 名)

(7) 社会福祉大会の開催

県内の社会福祉関係者が一堂に会する場として社会福祉大会を開催し、表彰式・記念講演等を行います。

- ①第 72 回社会福祉大会の開催（10 月、宍粟市、県内社会福祉関係者等 650 名）
- ②顕彰選考委員会の開催（7 月）

(8) 共同募金運動に対する協力

- ①社会福祉法第 119 条に基づく意見具申の実施（5 月）
- ②共同募金運動への協力（10~3 月）